

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第14号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中第17号を第18号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同表第12号中「

月額	285,000
----	---------

」を「

日額	16,000
----	--------

」に改め、同号を同表第13号とし、同表中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

11	教育相談アドバイザー	日額	30,000
----	------------	----	--------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正）

2 大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中第73号を削り、第74号を第73号とし、第75号から第79号までを1号ずつ繰り上げる。